



衆議院議員提出法律案（一件）

21	番号	件名	提出者 (月 日)	予備送 付月日	本院へ提 出月日	参議院	衆議院	備考
案		地方自治法の一部を改正する法律	地方行政委員長 (六、五、三)	六、五、四	六、五、五	付 六、五、四 (予) 可 決	付 六、五、二 可 決	付 六、五、五 可 決
						議 決	議 決	

昭和六十年年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律案  
(閣法第三号)

要旨

本案は、今回の一般会計補正予算において、国税三税の収入見込額の合算額が四千三百九十億円減収になることに伴う地方交付税の落ち込み分相当額千四百四億八千万円について、現下の地方財政の状況にかんがみ、これを減額しないこととし、昭和六十年年度分として交付すべき地方交付税の総額及び同年度分の一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入金の額の算定について特例を設け、昭和六十年年度分の地方交付税の総額は、当初予算に計上され

た額を確保すること及びこの特例により減額されないこととなる額については昭和六十二年以降法律の定めるところにより所要の減額措置を講ずること等を主な内容とするものである。

委員長報告

昭和六十年年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律案について、委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

今回の補正予算においては、地方交付税の算定基礎である国税三税の収入見込み額が四千三百九十億円減少になることとなりましたが、本法律案は、地方財政の現況にかん

がみ、昭和六十年分の地方交付税の総額の算定に当たつては歳入見込み額の減少に伴う交付税の落ち込み分に相当する額千四百四億八千万円はこれを減額しないこととし、当初予算に計上された額を確保する等所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、交付税総額の特例措置に係る減額規定の取り扱い等について熱心な質疑が行われました。質疑を終局し、討論の後、採決を行いましたところ、本法律案は賛成多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対しましては、減額規定に関連し、所要交付税額の確保について善処すべきである旨の附帯決議が行われました。

以上、御報告いたします。

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第八号）

#### 要旨

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

一、個人の住民税について、同居の特別障害者に係る配偶者控除額及び扶養控除額を三十四万円（現行三十万円）に引き上げるとともに、総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が三十一万円（現行二十九万円）に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に九万円を加算した金額）以下である者については、住民税の所得割を課さないものとする。

二、不動産取得税について、住宅の取得に係る税率の特例措置（特例三％、本則四％）の適用期限を昭和六十四年六月三十日まで延長するとともに、一定の住宅用土地の取得に係る税額の減額措置の適用期限を昭和六十四年六月三十日まで延長する。

三、道府県たばこ消費税及び市町村たばこ消費税について、従量割の税率を昭和六十一年五月一日から昭和六十二年三月三十一日までの間に製造たばこの売り渡し等が行われた場合に限り、道府県たばこ消費税にあつては千本につき百六十円引き上げ、市町村たばこ消費税にあつては千本につき二百九十円引き上げるとともに、当該期間における道府県たばこ消費税及び市町村たばこ消費税の従価

割税率の課税標準は、国、道府県及び市町村たばこ消費税の従量割の引き上げが従価割の課税標準にはねかえらないうよう紙巻きたばこ等について従量割の引き上げ分を小売定価より控除した金額とする。

四、事業所税について、資産割の税率を一平方メートルにつき六百円（現行五百円）に引き上げる。

五、国民健康保険税について、課税限度額を三十七万円（現行三十五万円）に引き上げるとともに、昭和六十一年度分の国民健康保険税に限り、減額の基準を二十七万円（現行二十六万円）に一定の金額を加算した金額とする。

六、分収造林契約の目的たる国有林野で地方公共団体が造林者であるものに係る土地に係る市町村交付金の非交付措置について、造林者である地方公共団体の範囲を限定するなどの措置を講ずる。

以上のほか、住民税、不動産取得税、自動車税、固定資産税及び都市計画税、電気税、特別土地保有税、自動車取得税、事業所税等に適用される非課税措置又は課税標準の特例措置について所要の整理合理化を行い、地方税負担の適正化等を図ることとする。

なお、施行期日は、電気税に関する改正は昭和六十一年六月一日から、その他の改正は昭和六十一年四月一日からである。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました地方税法等改正案について、委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

本法律案は、住民税所得割について非課税の限度額を合理化するとともに、同居の特別障害者に係る扶養控除額を引き上げる等住民負担の軽減を図ること、昭和六十一年度の地方財政対策の一環として、地方たばこ消費税について従量割の税率を引き上げること、事業所税の資産割税率の適正化を図ること、不動産取得税、固定資産税等の特例措置の期限の延長、非課税措置の整理合理化を図ることなどを主な内容とするものであります。

委員会におきましては、政府より趣旨説明を聴取した後、個人住民税の負担の軽減、法人関係税収の状況、補助金削減と財源補てん等の問題について熱心な質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本社会党を

代表して上野委員、公明党・国民会議を代表して中野委員、日本共産党を代表して内藤委員より、それぞれ反対、また自由民主党・自由国民会議を代表して吉川委員より賛成の意見が述べられました。

討論を終わり、採決を行いましたところ、本法律案は賛成多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対しましては、今後の地方税制のあり方について善処を求める附帯決議が行われました。

以上、御報告いたします。

#### 地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第一七号）

##### 要旨

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

##### 一、地方交付税法の一部改正

###### □ 地方交付税の総額の特例

1 昭和六十一年度分の地方交付税の総額は、地方交付税法第六条第二項の額（所得税、法人税、酒税の三二%及び返還金等）十兆六百五十五億八千九百八

万五千円から交付税及び譲与税配付金勘定の借入金に係る同年度分の利子支払いに充てるため必要な額三千五百四十七億円を控除した額に、国のたばこ消費税の税率引き上げに伴う増収額に相当する特例措置額千二百億円を加算した額とする（以上の措置により、昭和六十一年度分の地方交付税の総額は、九兆八千三百八億八千九百八万五千円となる。）。

2 昭和六十六年度分から昭和六十八年度分までの地方交付税の総額について臨時地方特例交付金等に相当する額千七百五十七億円を加算することとし、当該額を現行法の規定により当該各年度分の地方交付税の総額に加算することとされている額千五十五億円に加算した後の合計額二千八百十二億円について、昭和六十六年度及び昭和六十七年度にあつてはそれぞれ九百三十億円を、昭和六十八年度にあつては九百五十二億円を、当該各年度分の地方交付税の総額に加算することとする。

(二) 基準財政需要額の算定方法を改正し、経常経費に係る国庫補助負担率の引き下げ等に伴い増加する経費に対し所要の財源を措置し、あわせて、生活保護基準の引

き上げ、老人保健施策の充実等福祉施策に要する経費、教職員定数の改善及び私学助成等教育施策に要する経費、公園、清掃施設、市町村道、下水道等住民の生活に直結する公共施設の維持管理に要する経費並びに過密・過疎対策、消防救急対策、公害対策等に要する経費の財源を措置するとともに、投資的経費について、地方債振りかえ後の所要経費を基準財政需要額に算入するほか、昭和六十年年度において発行を許可された臨時財政特例債等の元利償還金を基準財政需要額に算入することとする。

二、新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正

(一) 関係都道府県に対して国が行う利子補給の対象となる地方債を昭和六十五年(現行昭和六十年)までに発行を許可された地方債とし、利子補給を行う期間を地方債の発行を許可された年度後十年間(その年度が昭和七十年以後の年度となる場合は、昭和七十年(現行昭和六十五年)以後の年度となる)とする(昭和六十年(現行昭和五十五年)以前に発行を許可された地方債に係る昭和六十六年度以

降の各年度の利子補給については、利子補給の基準となる利率を縮減し、基準財政収入額が基準財政需要額を超える都道府県には利子補給を行わないこととする。

(二) 関係市町村に対する国の負担割合の特例について、財政力による調整の割合を高めることとした上、対象となる事業を昭和六十五年(現行昭和六十年)までにおいて行われる事業とすることとする。

三、首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正

(一) 関係都道府県に対して国が行う利子補給の対象となる地方債を昭和六十五年(現行昭和六十年)までに発行を許可された地方債とし、利子補給を行う期間を地方債の発行を許可された年度後五年間とする(昭和六十年(現行昭和五十五年)以後に発行を許可される地方債については、利子補給の基準となる利率を縮減することとする)。

(二) 関係市町村に対する国の負担割合の特例について、財政力による調整の割合を高めることとした上、対象となる事業を昭和六十五年(現行昭和六十年)までにおいて行われる事業とすることとする。

## 委員長報告

地方交付税法等の一部を改正する法律案について、委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

本法律案は、地方交付税法を改正し、昭和六十一年度の地方交付税の総額について千二百億円の特例加算を行い、また後年度の総額についても所要の加算措置を講ずること、生活保護基準の引き上げ、教職員定数の改善及び国庫補助負担率の引き下げなど制度改正に伴つて必要となる行政経費の財源を措置するため単位費用を改正すること、新産業都市等の建設並びに首都圏等の近郊整備地帯の整備に関する国の財政上の特別措置に関する法律について、法律の適用期間を五年間延長するとともに、利子補給における基準利率の縮減など所要の措置を講ずること等を主な内容とするものであります。

委員会におきましては、政府より趣旨説明を聴取した後、円高の進行と地方財政対策、地方行財政改革のあり方、補助金削減の影響等の問題について熱心な質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、本法律案に対し、日本社会党を代表して志苦委員、公明党・国民会議を代表

して中野委員、日本共産党を代表して神谷委員、民社党・国民連合を代表して井上委員よりそれぞれ反対、自由民主党・自由国民会議を代表して吉川委員より賛成の意見が述べられました。

次いで、採決を行いましたところ、本法律案は、賛成多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対しまして、地方交付税制度の安定充実等を求める附帯決議が行われました。

以上、御報告いたします。

## 道路交通法の一部を改正する法律案（閣法第六一号）

### 要旨

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

#### 第一 違法駐車対策

##### 一、路上駐車に関する規定等の整備

- 1 公安委員会は、時間を制限して駐車できる道路の区間（時間制限駐車区間）を指定して、従来のパーキング・メーターのほか、パーキング・チケットの発給設備を設置、管理することができることとする。

2 時間制限駐車区間における駐車方法等に関する規定を整備し、パーキング・チケットの発給を受けて駐車する場合は車両の前面にパーキング・チケットを掲示する等所定の方法により駐車しなければならないこととする。

3 パーキング・メーターと同様、パーキング・チケットの利用者からも一定額の手数料を徴収することができることとするとともに、駐車方法の規定違反、パーキング・チケットの掲示義務違反等については罰則を科すこととする。

## 二、違法駐車車両に対する措置に関する規定の整備

1 警察官等は、運転者等が現場にいない違法駐車車両について、その所有者等に対し、速やかに当該車両の移動等を行うべき旨及びこれらの措置を行ったときは警察官等又は警察署長にその事実を申告すべき旨を告知する標章を取り付けることができることとする。

2 取り付けられた標章については、何人も破損し、又は汚損してはならないこととし、警察官等又は警察署長が申告を受けた場合その他一定の場合に取り

除くほかは、取り除いてはならないこととする。

## 三、違法駐車車両の移動保管等の事務の合理化

警察署長の行う違法駐車車両の移動保管に係る事務（移動の必要性の判断は除く。）の全部又は一部を公安委員会の指定する公益法人（指定車両移動保管機関）に行わせることができることとし、移動保管に必要な経費の負担、委託事務の適正な処理を確保するため所要の規定を整備することとする。

四、車両の駐車等の適正化等を図るための民間活力の導入

道路における車両の駐車及び交通規制等に関する照会、相談及び広報活動等の事業を行うものとして、公安委員会は、都道府県ごとに、一を限って都道府県道路使用適正化センターを、また、国家公安委員会は、全国に一を限って全国道路使用適正化センターを指定することができることとする。

## 第二 罰則及び反則金の限度額に関する規定の整備

罰金の額及び反則金の限度額を、それぞれおおむね二倍に引き上げることとする。

ただし、速度違反及び駐停車禁止違反に係る反則金の



限度額については、二・五倍程度引き上げることとする。

### 第三 反則通告制度の適用範囲の拡大

一、道路交通法第百十八条及び第百十九条の罪に当たる反則行為（最高速度違反、信号無視等）をした者で、過去一年以内に免許の効力の停止等の処分を受けたことがあるものについても、反則通告制度の適用対象者とする。

二、二十五キロメートル毎時以上三十キロメートル毎時未満の速度超過を反則行為とする。

### 第四 施行期日

昭和六十二年四月一日から施行する。

### 委員長報告

道路交通法の一部を改正する法律案について、委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

本法律案は、時間制限駐車区間につき、パーキング・チケットによる駐車制度を設けるほか、駐車方法に関する規定を整備すること、違法駐車車両に対する措置を明確化し、違法駐車車両の移動保管に関する事務を指定法人に委託できることとするなど、全国及び都道府県ごとの道路使用適

正化センターの指定に関する制度を新設すること、罰金及び反則金の限度額をおおむね二倍に引き上げること、反則通告制度の適用範囲を拡大すること等を主な内容とするものであります。

委員会におきましては、政府より趣旨説明を聴取した後、路上交通の現況と総合交通政策、取り締まり行政のあり方、高齢者の交通安全対策等の問題について、熱心な質疑が行われました。

質疑を終局し、討論の後、採決を行いましたところ、本法律案は、賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対しましては、取り締まりにおける指導重視の交通行政の徹底等を求める附帯決議が行われました。

以上、御報告いたします。

消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案（閣法第六七号）

### 要旨

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

#### 第一 消防法の一部改正

一、日本消防検定協会及び危険物保安技術協会の経営の効率化を図るため、次の措置を講ずる。

(一) 両協会の役員を選任について、自治大臣の任命制から認可制にし、又資金計画及び借入金に対する自治大臣の認可制を廃止する等政府の関与を縮小することとする。

(二) 日本消防検定協会に対する政府の出資に関する規定を廃止することとし、同協会は、資本金に相当する金額を昭和六十一年度末までに国庫に納付するものとする。

(三) 消火器、火災報知感知器等の検定対象機械器具等についての検定業務等を、日本消防検定協会のほか、自治大臣の指定する者（指定検定機関）も行うことができることとする。

二、救急業務の対象に、事故以外の事由による一定の要件に該当する急病人の搬送を加えることとするともに、搬送中に応急手当ができることを明確化する。

三、移動タンク貯蔵所（いわゆるタンクローリー）について、許可をした市町村長のほかに、通過地の市町村長も貯蔵又は取り扱い基準の違反に対する基準遵守命令及び事故時の応急措置命令を行うことができるものとする。

四、市町村は、自治省令で定める基準に従い、人命救助のための必要な救助器具を装備した消防隊を配置するものとする。

#### 第二 消防組織法の一部改正

消防庁の事務として、市町村が行う人命救助に係る活動の基準の研究・立案に関する事項、所掌事務に係る国際協力に関する事項等を加える等所要の改正を行う。

#### 第三 施行期日

本法は、昭和六十二年一月一日から施行する。ただし、消防庁の事務に市町村が行う人命救助に係る活動の基準の研究・立案に関する事項を加える規定等は、公布の日から施行する。

## 委員長報告

消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案について、委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

本法律案は、日本消防検定協会及び危険物保安技術協会について、政府の関与を縮小する等所要の措置を講ずること、消防検定業務を行うことができるものとして、新たに指定検定機関制度を設けること、救急業務の実態にかんがみ関係規定を整備すること、人命救助に必要な器具を装備する救助隊の配置について規定すること、タンクローリーに対する危険物規制の改善を図ること等を主な内容とするものであります。

委員会におきましては、政府より趣旨説明を聴取した後、質疑を行い、参考人の出席を求め、協会のあり方、救急医療体制の充実等の問題について熱心な論議を行いました。

質疑を終局し、討論の後、採決を行いましたところ、本法律案は賛成多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対しましては、救急体制の充実を図ること等を内容とする附帯決議を行いました。

以上、御報告いたします。

## 地方自治法の一部を改正する法律案（衆第二一号）

### 要旨

本法律案は、今国会に提出されている「国有財産法の一部を改正する法律案」と同様に、地方公共団体の公有地についても信託制度を導入しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一、普通財産である土地（その土地の定着物を含む。）は、当該普通地方公共団体を受益者として、建物の建築、土地の造成等政令で定める信託の目的により、議会の議決を経て信託することができる。

二、不動産の信託の受益権については、これを公有財産の範囲に加える。

三、普通地方公共団体の長は、その信託期間中に公用又は公共用に供する必要が生じたとき等においては、信託契約を解除することができる。

四、普通財産である土地等の信託に関し、その受託者を監査委員の監査及び普通地方公共団体の長の調査権等の対象とする。

五、普通地方公共団体の長は、普通財産である土地等の信

託について、その事務処理状況を説明する書類を議会に提出する等所要の規定を整備する。

六、この法律は、公布の日から施行する。

#### 委員長報告

地方自治法の一部を改正する法律案について、委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

本法律案は、地方公共団体の普通財産である土地及びその定着物に限り、普通地方公共団体を受益者として政令で定める目的により、議会の議決を経て信託をすることができ、不動産の信託の受益権を公有財産の範囲に加えること、信託制度の導入に伴い監査委員の職務権限、長の調査権・解除権等について所要の改正を行うこと等を主な内容とするものであります。

委員会におきましては、衆議院地方行政委員長福島譲二君より趣旨説明を聴取し、討論の後、採決を行いましたところ、本法律案は賛成多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対しましては、信託制度が地域の健全な発展に資する目的で活用されるよう求める等の附帯決議

が行われました。  
以上、御報告いたします。